

# 諫早市立小栗小学校いじめ防止基本方針

## 本校教育目標

命を大切にし、耐性と学力を身に付け、  
友と協働できる子どもの育成

## 目指す児童像

お・・・おおきな ところで  
ぐ・・・ぐんぐん のびる  
り・・・りっぱな かんがえ もつ こども

### I 諫早市立小栗小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校児童間に起こりうるいじめ問題への対策を学校、家庭、地域がそれぞれ役割を果たしながら連携して進め、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等により実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、いじめ防止等のための取組を明らかにするものである。

### II いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### III いじめ防止等に関する基本的な考え方

【いじめ防止対策推進法第4条】  
児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのよう

な社会にあっても「いじめは、いじめる側が悪い。」という明快な一事を毅然とした態度で臨むことが重要である。

このため、本校は、教育活動全体を通して、全児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全児童が安心でき、自己肯定感や充実感を感得できる学校づくりを行う。

#### いじめ防止に向けた基本方針

- ◇ いじめ防止に向けた校内指導体制を確立し、特定の職員が問題を抱え込むのではなく、全職員の共通認識と英知と行動力で問題に向かう。
- ◇ 児童の実態及びいじめに関する本校の実状について、情報収集と的確な把握に努め、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見及び迅速かつ適切に対応し、保護者とも連携（深刻度や発生場所、影響を考慮する場合は地域とも連携）しながら、問題の解決を図り「いじめ根絶」に向けて取り組む。
- ◇ 道徳教育や人権教育、特別活動等を中心としながら、全教育活動を通じた指導を徹底し、思いやりの心とともに人権に対する理解と意識づけを図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

## IV いじめ防止のために

### 1 校内指導体制の確立

#### (1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に組織的、早期に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。本委員会は、定例的に開催（月に1回）し、いじめの有無の状況、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況等の確認を行う。なお、必要に応じて定例会以外でも必要に応じて校長若しくは各学級担任の要請により委員会を開催するものとする。

構成員は以下のとおりとする。

【構成員】 校長、教頭、生活指導主任、学年主任、当該学級担任  
（必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、心のケア相談員、育友会会長、学校支援会議関係者、その他）

## 2 いじめの未然防止の取組

### (1) 教師のいじめ問題発見力、指導力の向上

- 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」などの参考資料を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて認識を深めるとともに、職員間の共通理解を図り、観察し発見する力や対応力の向上に努める。
- 児童を多面的に理解し、教師相互の共通理解や一貫した指導を行うための事例研究会や全体で情報を共有し、全職員で一貫した指導を行う全体研修会等、定期的を開催する。

### (2) 人権意識と生命尊重の態度の育成

- 年間の教育課程で人権意識啓発について取組を位置付けるとともに、日常の学校生活等における全教育活動を通して児童間の状況の見取りに努め、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。また、社会性を培う取組や共感的人間関係の育成、及び支持的風土の醸成が図れるよう指導・支援を継続する。

### (3) 道徳教育の充実

- 「特別な教科道徳」により道徳性の諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲、道徳的態度を育成することに努める。これを中心として教育活動全般において道徳教育の充実を図る。

### (4) 子どもの自己肯定感の育成

- 教科等の指導及び生徒指導等を通して、児童と教職員、児童同士の信頼関係を構築し、特に道徳教育と特別活動との関連を図りながら、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活を送れるよう努める。また、特別活動を中心としながら各教科等を通じて、児童の発達段階に応じて「夢・憧れ・志」を育む取組を通して自己肯定感を高める。

#### 【教科等における指導】

- ・ 基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・ 算数科における習熟度別少人数指導の実施
- ・ 根拠を明確にした意見を述べ合う場面設定
- ・ 単元全体を見通した「主体的で対話的で深い学び」を実現できる指導過程の実施
- ・ 全校共通する学習規律の設定と指導の徹底

#### (5) 家庭・地域、関係機関との連携強化

- 学校支援会議を核にして、学校、育友会、地域諸団体とともに、いじめ問題をはじめ、本校児童の生活面や心の面など協議する機会を設け、地域ぐるみでいじめ根絶に向けた取組を推進する。

### 3 いじめの早期発見

#### (1) 教職員による観察や情報交換

- 日々の各児童の対話や生活の様子を記録を取ることに努め、児童の些細な変化に気づいた場合は、同学年、管理職、いじめ対策委員会への報告、連絡、相談を必ず行うようにする。

#### (2) 定期的・必要に応じたアンケート及び個人面談の実施

- 生活指導部（校務分掌）を中心に、児童対象の「いじめアンケート調査」を年3回（6月、10月、2）実施し、状況把握に努める。
- 個別のアンケート回答を受けて、各担任により当該児童との個人面談を実施し、状況の詳細把握に努める。
- 全職員で、上記アンケートの結果を受けての情報交換を実施する。
- いじめ対策委員会において、深刻度を吟味しながら、その対応策について協議し、実行する。（個人面談、教育相談、保護者連絡・面談、関係機関との連携）

※いじめの緊急度や深刻度を判断し、上記の順番を経ずに、直ちに「いじめ対策委員会」を緊急に開催し、組織的、適切な対応を急ぐ。

#### (3) 情報の収集と教育相談体制の整備

- 教職員と児童の信頼関係を築き、児童から担任への悩み相談を積極的に受け入れるとともに、保護者からの相談を真摯に受け止めることに努める。相談内容の深刻度については、同学年や管理職との相談のうえで判断し、対応を考え実行することとする。

#### (4) 相談機関等の周知

- 学校以外の相談窓口
  - ・ 24時間子供 SOS ダイアル
  - ・ メール相談窓口
  - ・ 親子ホットライン

## V いじめに対する措置

### 【基本姿勢】

- ◎ いじめの発見・通報を受けた場合、職員は一人で抱え込まず、速やかに同学年及び管理職に報告し、事実の有無を確認する。「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- ◎ 被害児童を守り通す姿勢を貫き、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、加害児童の保護者とも面談をし、事実を伝えるとともに、家庭での指導等配慮を依頼する。

### 【いじめ防止対策推進法第9条】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※教育基本法第10条第1項

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

(長崎県いじめ防止基本方針から)

### (1) いじめの発見や相談を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に耳を傾け、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保しながら、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。

### (2) 組織的な対応

- 【基本姿勢】と同様。

### (3) いじめられた児童及びその保護者への支援

- いじめられている児童から事実関係の聴取を行い、その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- 家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝える。  
今後の対応について保護者と情報を共有する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人(友達、教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 状況に応じて、外部専門家(心理、福祉等)の協力を得る。

### (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童からも聴取を行う。いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導(出席停止を含む)を行う場合もある。
- いじめの状況に応じて、警察等との連携による措置も考慮するなど、毅然とした対応を行う。
- 確実な情報を迅速に保護者に伝え、学校としても継続的な助言を行うことに努める。

### (5) 集団への働きかけ

- 互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- はやし立てたり、面白がったりする存在の「観衆」(心理的同調者)や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」(無関心者「見て見ぬふり」)の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

## VI いじめ解消の要件

### ◎ いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 少なくとも3か月間
- ・ 上記の期間が経過するまで、被害、加害児童の様子を注視し、

行為が止んでいない場合は、指導の機会を含め、更に適切な期間を設定し状況を注視する。

◎ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
  - ・ 心の面においては、判断が難しい面があるが、被害児童本人やその保護者に対して面談を実施し、慎重に判断する。
- ※ 一端解消したと判断できた場合においても、被害児童を取り巻く環境の変化等により、いじめが再発する可能性も十分にあり得ることを踏まえる。
- ※ 被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を継続する。

## Ⅶ ネット上のいじめ

- ◎ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- ◎ ネット上の不適切な書き込み等について情報が入った場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、速やかに市教育委員会に報告するとともに、相談を行ったうえで、必要に応じて警察や法務局等と適切な連携を図る。

## Ⅷ 年間指導計画

月	内 容
4月	いじめ防止基本方針の確認      いじめ対策に関わる共通理解 P T A総会説明
5月	気になる児童情報交換① 学校いじめ対策委員会①（現状把握・対策）
6月	教育週間（特別な教科道徳公開授業）      学校支援会議 いじめアンケート①      個人面談①
7月	学校いじめ対策委員会②（経過確認）      保護者面談
8月	学校いじめ対策委員会③（2学期に向けての対応）
9月	
10月	いじめアンケート②      個人面談②
11月	学校いじめ対策委員会④（いじめアンケート②結果を受けて）
12月	人権週間、人権集会
1月	学校いじめ対策委員会⑤
2月	いじめアンケート③      個人面談③ 学校いじめ対策委員会⑥
3月	学年末反省      次年度への引継ぎ

※ 上記年間計画は、最低限の取組にとらえ、現状を踏まえながら臨機応変な対応を行うこととする。